

## はじめに

平成 18 年に「観光立国推進基本法」が成立し、観光政策は国の重要な政策の柱として位置づけられました。また、その理念として、地域における創意工夫を活かした主体的な取組による「住んでよし、訪れてよしの国づくり」が重要であること、国民の観光旅行の促進が図られなければならないこと、国際的な視点に立たなければならないこと、行政・住民・事業者らの相互連携の確保が必要であること等が示されています。

こうした動きを受け、国土交通省では観光立国の実現に向けて平成 19 年 6 月に「観光立国推進基本計画」を策定し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備等について具体的な目標を掲げ、様々な施策に取り組んでいます。

特に「観光旅行促進のための環境の整備」については、日本人、外国人を問わず訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境を整えること、訪れた観光客が様々な手段で観光情報を取得し、訪れた地域独自の魅力に触れることができる環境を整備することが求められます。

しかし現状においては、都市、農山漁村、自然地域等といった観光地としての特色や地域の立地等の諸条件によって、訪れる観光客層、移動手段、必要とする情報等が異なること、さらに観光客に観光情報を提供するための手段や情報提供主体が多岐にわたること等によって、効果的な観光情報提供の取り組みが進みにくい点が課題となっていました。

そこで、国土交通省では、地域の創意工夫による観光情報提供を創出するため、平成 18 年度、平成 19 年度に「まちめぐりナビプロジェクト」として全国 56 地域による実証実験に取り組み、その結果、多くの知見と先進事例を得ることができました。

本資料集は、「まちめぐりナビプロジェクト」に取り組んだ全国 56 地域の事例を参考としながら、今後地域が主体となって観光客への情報提供に取り組む際に参考となる「手引き」として、観光情報提供の考え方や具体的な取り組みについて整理し、取りまとめたものです。

本資料集が幅広い関係者に利用され、地域と観光客に双方にとって有意義な観光情報提供が促進されることに期待しております。

また、最後に本資料の作成にあたってご協力いただいた「まちめぐりナビプロジェクト」に取り組む 56 地域の皆様、関係者各位に対して深く感謝の意を表す次第です。